

**改正**

令和三年三月二六日三重県規則第六六号

住宅宿泊事業法施行条例施行規則をここに公布します。

住宅宿泊事業法施行条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、住宅宿泊事業法施行条例（平成三十年三重県条例第二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(添付書類)

**第二条** 条例第三条で規定する知事が別に定める書類は、申告書（別記様式）とする。

(学校等の周辺地域において制限を行う期間の例外)

**第三条** 条例第四条第一項の表の下欄のうち、学校等の周辺地域において制限する期間で知事が別に定める日は、学校等の都合により授業及び保育を行う日に変更されたため、宿泊させようとする日が、住宅宿泊事業を制限する期間となった日とする。

(制限を行う区域及び期間から除外するための手続き)

**第四条** 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合においては、条例第四条第一項で規定する区域及び期間から除外することができる。

一 市町長から要請があった場合において、別に定める要件等により妥当性を検討し、知事が適当と認めた場合

二 その他知事が認めた場合

2 知事は、前項の規定により除外するときは、その旨を告示するものとする。

3 前二項の規定は、除外した区域及び期間の変更について準用する。

**附 則**

1 この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

**附 則**（令和三年三月二十六日三重県規則第六十六号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の住宅宿泊事業法施行条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申告書は、改正後の住宅宿泊事業法施行条例施行規則の規定に基づいて提出されている申告書とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

申 告 書

以下のとおり申告します

この申告書の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

三重県知事 宛て

申告者 商号又は名称

氏 名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

電 話 番 号

F A X

1. 学校等の周辺地域

(1) 届出する住宅の敷地から110メートル以内に学校等がありますか。

ある ない

(2) (1)で「ある」場合、学校等の名称を記載してください。

学校等名
例 ○○市立□□小学校

2. 住居専用地域

(1) 届出する住宅（敷地を含む。）は、住居専用地域内にありますか。

ある ない

※ 建物の配置図及び付近の見取図を添付してください。

(注意事項)

1. 「ある」場合は、事業が実施できる日数が制限されるのでご注意ください。
2. 「学校等」とは、学校教育法第1条で規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法第7条第1項に規定する施設のうち保育所をいいます。
3. 住宅が住居専用地域内にあるか否かの確認は、住宅が所在する市役所又は町役場へお問い合わせください。